

特定労務管理対象機関の指定について

令和5年度第3回地对協
資料4に加筆

1 概要

特定労務管理対象機関の指定については、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないとされ、地域医療提供体制の確保の観点から、指定の必要性について、実質的な議論は地域医療対策協議会で実施することとされている。

2 特定労務管理対象機関の申請一覧

医療機関名	申請日	水準
弘前大学医学部附属病院	令和5年11月20日	連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)
つがる総合病院	令和5年11月29日	特定地域医療提供機関(B水準)
県立中央病院	令和5年12月16日	特定地域医療提供機関(B水準)
八戸市立市民病院	令和5年12月20日	特定地域医療提供機関(B水準)
十和田市立中央病院	令和6年2月14日	特定地域医療提供機関(B水準)
健生病院	令和6年3月9日	特定地域医療提供機関(B水準)

3 評価センターによる評価結果について

県は、特定労務管理対象機関の指定をするにあたっては、医療機関勤務環境評価センター(以下、評価センターという。)からの評価結果通知書に記載された評価結果を踏まえなければなりませんとされている。

<全体評価の結果>

- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間の短縮が進んでいない
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
- 労働関係法令及び医療法に規定された事項(必須項目)に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

指定に係る業務内容の確認

連携B水準 指定業務	弘大附属
医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関	110箇所の医療機関に 451名の医師を派遣
県による確認結果(医療機能)	適合

B水準 指定業務	健生	八戸市民	県立中央	つがる総合	十和田
救急医療					
① 三次救急医療機関	/	救命救急 センター	救命救急 センター	/	/
② 二次救急医療機関で、ア、イを満たす医療機関	○	/	/	○	○
ア i)年間救急車受入台数1,000台以上又は ii)年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上	i)2,552 ii)1,485	/	/	i)2,971 ii)1,836	i)2,242 ii)1,986
イ 医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関	○	/	/	○	○
地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療					
地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認める医療機関	/	・地域がん診療 連携拠点病院 ・小児地域医療 センター ・精神科救急	・都道府県がん 診療連携拠点 病院	/	・精神科救急
県による確認結果(医療機能)	適合	適合	適合	適合	適合

指定要件の確認

指定要件	県による確認結果					
	弘大附属	健生	八戸市民	県立中央	つがる総合	十和田中央
医師労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること、その他厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。 →時短計画及び、評価センターの評価結果報告書により確認	○	○	○	○	○	○
追加的健康措置(面接指導並びに休息時間の確保)を行うことができる体制が整備されていること →必須項目の全てが「達成している」ことを評価結果報告書により確認	○	○	○	○	○	○
労働関係法令の重大かつ悪質な違反がないこと →誓約書で確認	○	○	○	○	○	○
医療機関勤務環境評価センターによる評価の受審 →評価センターからの評価結果報告書を県が受領	○	○	○	○	○	○

	弘大附属	健生	八戸市民	県立中央	つがる総合	十和田中央
評価センターの評価結果(全体評価)	①	③	①	③	③	②

<全体評価の結果>

- ①医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
- ②医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間の短縮が進んでいない
- ③医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。

指定について

<事務局案>

指定申請があった6医療機関について、地域医療提供体制の確保の観点から、やむを得ず長時間医療に従事させる必要があること、地域医療体制の構築方針と整合的であると認められることから、特定労務管理対象機関として指定することとしたい。

<協議の観点> (医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ抜粋)

B水準、連携B水準を適用することが

- 地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)と整合的であること
- 地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと
- 地域医療構想との整合性があること
- 地域医療対策協議会における、地域の医師の確保の議論との整合性があること

<今後のスケジュール>

- 本日の協議結果を、令和6年3月21日(木)開催予定の青森県医療審議会へ報告し、医療審議会の意見を聴いたうえで、令和6年3月 日付けで特定労務管理対象機関として指定する。
- 特定労務管理対象機関の指定を行った場合には、インターネットの利用その他適切な方法により、指定の公示を行うこととされてる。(法113条第6項、規則83条)
- インターネットの利用その他適切な方法により、評価結果の公表を行うこととされている(法134条)

公示のイメージは、別紙のとおり。

特定地域医療提供機関(B水準)、連携型特定地域医療提供機関(連携B水準) 公示イメージ

	医療機関名	所在地	指定の種類	指定事由	指定日	指定期間		医療機関勤務環境評価センターの 全体評価
						始期	終期	
1	弘前大学 医学部附属病院	弘前市本町53	連携B水準	医師派遣	令和6年3月 日	令和6年4月1日	令和9年3月31日	医師の労働時間短縮に向けた医療 機関内の取組は十分に行われてお り、労働時間短縮が進んでいる。
2	健生病院	弘前市大字扇町2丁 目2-2	B水準	救急医療	令和6年3月 日	令和6年4月1日	令和9年3月31日	医師の労働時間短縮に向けた医療 機関内の取組に改善の必要がある が、医師労働時間短縮計画案から 今後の取組の改善が見込まれる。
3	八戸市立市民病院	八戸市田向3丁目1- 1	B水準	救急医療 地域において当該病 院以外で提供するこ とが困難な医療	令和6年3月 日	令和6年4月1日	令和9年3月31日	医師の労働時間短縮に向けた医療 機関内の取組は十分に行われてお り、労働時間短縮が進んでいる。
4	青森県立中央病院	青森市東造道2丁目 1-1	B水準	救急医療 地域において当該病 院以外で提供するこ とが困難な医療	令和6年3月 日	令和6年4月1日	令和9年3月31日	医師の労働時間短縮に向けた医療 機関内の取組に改善の必要がある が、医師労働時間短縮計画案から 今後の取組の改善が見込まれる。
5	つがる総合病院	五所川原市岩木町 12-3	B水準	救急医療	令和6年3月 日	令和6年4月1日	令和9年3月31日	医師の労働時間短縮に向けた医療 機関内の取組に改善の必要がある が、医師労働時間短縮計画案から 今後の取組の改善が見込まれる。
6	十和田市立中央病院	十和田市西十二番 町14-8	B水準	救急医療 地域において当該病 院以外で提供するこ とが困難な医療	令和6年3月 日	令和6年4月1日	令和9年3月31日	医師の労働時間短縮に向けた医療 機関内の取組は十分に行われてい るが、労働時間の短縮が進んでい ない。